

資料 1

平成 21 年 2 月 9 日

市廃棄物減量等推進審議会のみなさんへ

草津市自治連合会
会長 川瀬善行

市広報（2月1日号）の掲載について

1月23日の当方（自治連合会）の会議にて、広報に掲載される旨、説明をいただきありがとうございました。

但し、クリーン事業課様が、代理で説明をいただきましたので、私たちは、行政に対する質疑が多数を占め、貴方に対する意見が不足していたように感じましたので、市広報を見た感想を踏まえてお手紙を差し上げます。

【審議会】とは・・・

行政機関や政策立案などのつき、学識経験者や利害関係者の意見を反映させるために設置する会議の諮問機関（広辞苑）となっていますが、広報では、諮問を受けて回答をする手段ということがみられず市長へ提言するとしています。委員の皆様の立場と広報に意見を求める趣旨をお聞かせください。

自治連の会議で答申索要が添付されました。この中にある審議会資料は、審議会でまとめられたものか、行政資料かの区別がつきませんでした。また、説明にあつたっては、審議の経過と結論がみえませんでした。貴方から提出された案件は報告事項で議題をあげていましたので、多くの時間をとっていました。そして、この添付資料は多すぎました。

そこで、広報の内容と対比して次の質問をします。

【ごみの処理費と実施効果について】

広報では、ごみの処理費が14億円となっていますが、第8回の審議資料では、12.6億円となっています。これは、実施効果としての試算結果でしょうか。

ごみ処理費の住民負担を考えるうえで重要な要素だと思いますが、広報にも答申索要にも、その記載が見当たりません。

【運用システムとしてどのようにかわるのか】

諮問の内容と審議の方向にねじれはありませんか？住民負担のありかたについては、市の経済負担と住民の有形・無形の負担があります。

広報では、有料化の導入は、新たな負担を市民の皆さんにお願いし、ごみ袋の配布方法を大きく変えると記載されていますが、どのような配布の方法とするのですか？

提案であれば、このところを明らかにして、住民の費用対効果に納得が得られないと、行政執行側に迷惑が及ぶことをになります。

市民は、他の自治体のイメージで運用を想像しますが、自治体によってさまざまであることは学識経験者の立場に求められるところであり、草津市の実態に副ったモデルを選定していく手法により、説明を補足することができますが、いかがされたでしょうか？

丁 择質

草津市では、現在、単位町内会が配布の委託を受けていますが、同時にごみ箱の管理も行っています。草津市内では、町内会でゴミステーションの場所の確保やごみ箱の設置を進めてきましたが、ごみ箱がごみステーションの象徴として浸透してきました。町内会では、配布手数料がこの費用の一部として活用されてきたことや清掃などの意識の高揚に効果が認められると判断するところですが、利害関係者の立場でどのようにくみたてられたのでしょうか？

有料化は、今まで、行政窓口であるクリーン事業課で検討を進められ、それと並行してごみ問題を考える会で再々議論されてきたことなど、この問題の経緯を考えますと、市長への提言という立場（と見える形）で広報に掲載されたことに、疑問をいただくものです。

また、自治連合会は、地域協働型社会を見据えるうえで、行政と市民を結ぶ機関として認識していたこともお願いいたしました。連合会は行政と市民の関係で施策に協力していく立場にあり、委員として他にも委員会に出席をさせておりますが、私は、委員は個人の視野で意見を述べる範囲であり、代表者として判断を一任されているものではないと考えることが「連合会」という名称にあると考えるものです。市民の立場で判断を集約する場合、連合会の会議がそこにあると考えるものです。そのような前提において、審議会の答申をまとめる過程として草津市自治連合会を活用していただければよかったですなど、今考えるものです。

まちづくりをすすめる役まわりとして、自治連合会にご期待をいただいているところが大きいことに感謝申し上げますとともに、この問題は、住民自治をすすめるうえで大きなテーマでもありますので、草津市自治連合会としても真剣に取り組んでいることをお汲み取りください。

地域協働型の住民自治に向かう体制として、自治連合会への認識や自治連合会の体質にご理解をいただき、審議委員会の皆様から市の関係部署の皆様にも宜しくお伝え願います。

草津市自治連合会は、2月25日に会議を開催します。回答は、それまでにお願いいたしますとともに、会議の模様は、クリーン事業課を通じてまちづくり課に情報提供をしてくだされば幸いです。

以上